

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	近藤 賢治
登録番号又は法人番号	1 6 2 6 0 4 3 2
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所所在地	大阪府寝屋川市昭栄町 17 番 13 号
処分年月日	令和 8 年 8 月 10 日
処分内容（種類）	1 月間の業務の停止 (令和 8 年 8 月 10 日から令和 8 年 9 月 9 日まで)
上記処分をした理由	近藤書士の事務所において、補助者又は事務員が、自動車保管場所証明申請手続きにて車両使用者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合に、自動車の使用の本拠の位置を証するため、真正な消印付き封筒の住所及び宛名を当該自動車の使用の本拠の位置及び氏名に偽造した封筒を用い、その写しを管轄警察署へ提出し、十件程度の車庫証明書を取得した。 また、補助者登録がなされていない事務員が、丁種受託者として自動車登録番号標の封印業務を十件程度行い、封印された自動車登録番号標と他人の補助者証のコピーを依頼者への業務完了報告に使用した。 さらに、少なくとも令和 3 年 12 月頃から令和 4 年 8 月頃まで事務従事者に対する指導監督を怠り、上記不正行為を発見できなかった。これらの事実は、行政書士法第 1 条の 2 第 1 項及び第 10 条に違反するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 14 条